

## 臨時増刊号の企画について

石 川 浩\*

昨年、日本知的財産協会では、「成長を加速するイノベーションのための職務発明制度のあるべき姿」(4/26付)と題する提言を行い、特許を受ける権利は法人帰属とすべき旨を主張いたしました。

その後、昨年6月「知的財産政策に関する基本方針」に関する閣議決定では、「職務発明制度について抜本的な見直しを図り、例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資する措置を講ずることとする。」と謳われ、特許庁や知財戦略推進本部等においても、本制度に関する調査研究委員会や各方面へのアンケート調査等が行われ、職務発明に関する議論が活発に行われています。

このような状況下、JIPA職務発明制度タスクフォースでは、本制度に関して検討を重ねる中で、いわゆる大企業と呼ばれる企業に偏らず、日本企業全体では、現場で何が起きているのか、何を考えているのかといった生の声を集約する必要性を感じました。

そこでまず、中小企業の職務発明制度運用に注目しました。我国のモノづくりを支えている中小企業は、日本の特許出願数に占める割合は1割程度にすぎないものですが、企業数で99.7%、労働者数で約7割を占めており、イノベーション促進において極めて重要な存在であり、前記の「知的財産政策に関する基本方針」においても、「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」が取りあげられております。そして中小企業の職務発明に関する情報発信、実態はあまりみられない状況でした。

そこで今回、事業に発明を上手く活用している中小企業の経営者方々にお集まり戴き、発明の事業化、発明者の処遇、制度改正等についての日頃のお考えを聴く座談会を企画しました。

本会での議論は、本文をご覧頂きたく願いますが、コーディネータの岩倉正和 弁護士(西村あさひ法律事務所)が、座談会を締めるに際して、「特許法35条の見直しについての議論の中で、必ずしも出てこなかった意見がたくさん出たような気がします。」と纏めて頂いておりますように、極めて有意義な会になっております。

もう一つ取り上げましたのは、当協会会員の声です。上記の閣議決定が出た後の状況において、今一度、何をどう考えるか、緊急アンケートを行うことにしました。結果として、法改正された場合には、イノベーション創出のための新しい制度導入を考えている企業が多いことなどが明らかとなり、将来の社内制度を考えるヒントもあり、興味深い結果となりました。

最後に本臨時増刊号は、上記のような急速な情勢変化に対して、短期間に集約させて頂いたものですが、このような制約にもかかわらず座談会、アンケートにご協力いただきました参加者およびその取り纏めにご支援頂きました皆様には厚く御礼申し上げます。

\* 職務発明制度タスクフォース 担当副理事長 Hiroshi ISHIKAWA